



2025年7月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ウ イ ザ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 生 駒 富 男
(コード：東証スタンダード市場・9696)
問 合 せ 先 常務取締役 統括支援本部長 赤 川 琢 志
電 話 番 号 06-6264-4202

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025年7月16日付「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2025年7月16日に公表した「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社NSSK-J1（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至らなかった場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年7月23日に公表した「株式会社NSSK-J1による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済が行われた場合には公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式併合は行われなかったこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（行使期間は2015年7月25日から2035年7月24日まで）
- ② 2016年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権（行使期間は2016年7月26日から2036年7月25日まで）
- ③ 2017年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権（行使期間は2017年7月24日から2037年7月23日まで）

以 上